



教えて！ 自治基本条例

『前文と条例の構成』

■前文

下野市の最高規範である下野市自治基本条例が4月1日に施行されました。この自治基本条例は、まちづくりの基本方針、市政運営の基本ルールを定めたものです。

自治基本条例の制定にあたっての考え方や想いを明確にして、それらを市民、議会及び市が共有するため設けられています。起承転結となる次の内容で構成しています。

■条例の構成

条例は、第1章から第8章までの全38条で構成されています。

第1章 総則

(第1条～第3条) この条例の目的(第1条)、位置付け及び最高規範性(第2条)、用語の定義(第3条)について規定しています。

第2章 自治の基本理念及び基本原則

(第4条～第11条) まちづくりを進めるにあたっての基本理念と基本原則について規定しています。第11条では、条例の特徴のひとつ「子どもの参画」を規定しています。

下野市の未来を担う子どもたちを「地域の宝」として大切にし、子どもがまちづくりに参画する機会を積極的につくっていきます。

第3章 市民及びコミュニティ組織(第12条～第15条)

市民の権利や責務(第12条、第13条)、コミュニティ組織の責務及び支援(第14条)、事業者の権利及び責務(第15条)について規定しています。

第4章 議会

(第16条～第17条) 議会の役割、責務、運営等(第16条)、議員の責務(第17条)について規定しています。

第5章 行政

(第18条～第30条) 市長と職員の責務(第18条、第19条)と、行政運営上の重要な事項(第20条～第30条)について規定しています。

第6章 参加及び協働

(第31条～第34条) 市政やまちづくりへの参加を保障する仕組み(第31条～第33条)のほか、条例の特徴のひとつである「人材及び組織の育成」(第34条)について規定し、協働によるまちづくりを推進し

ていきます。

第7章 連携及び交流

(第35条～第37条) 近隣及びその他の市町村や県、国との連携(第35条)のほか、条例の特徴のひとつである国内交流(第36条)、国際交流(第37条)について規定しています。

■ポイント

歴史、文化等による交流に加えて、災害等の緊急時に備え、近隣市町村だけでなく、遠距離の市町村とも相互支援協定を結ぶなど積極的に連携・協力します。また、多文化共生社会の視点に立った国際感覚豊かなまちづくりを推進します。

第8章 条例の実効性の確保

(第38条) 自治基本条例を実効性のあるものにしていくための見直し(第38条)について規定しています。

今月のポイント

- 「子どもの参画」
- 「人材及び組織の育成」
- 「国内・国際交流」



PRの懸垂幕

■ポイント

■ポイント

自治基本条例情報紙編集委員会委員を募集します
くわしくは37ページをご覧ください。応募お待ちしています。